

る事項を証する造船者が作成した情報をその申請情報と併せて提供するものとする。

一 貨物船 ニンテナーボ 舊客船 カーフコ
リ一、客船 水中翼船、油槽船、漁船、
潜水船、砂利採取船又はその他の別

めがある場合を除き、新規則の相当規定によつてしたものとのみなす。

第三条 新規則中電子申請に関する規定は、令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条の指定（以下「第六条指定」という。）の日から当該指定に係る登記手続について適用する。

第六条指定がされるまでの間、各登記所の登記手続についての新規則の規定の適用についていふは、新規則第十三条第二項、第六項及び第八項中「登記識別情報の通知」とあるのは「登記済証の交付」と、同条第三項中「登記識別情報が提供された」とあるのは「登記済証が提出された」と、新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第七十条中「法第二十二条」とあるのは「令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第二十二条（令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）」と、新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第七百七十八条中「登記識別情報」とあるのは「登記済証」とする。

第六条指定を受けていない登記所において、新規則第十二条第三項の規定により回復の登記をしたときは、同条第二項の規定により書面申請により提出を受けた回復する登記の登記事項を証する情報を記載した書面に、申請の受付の年月日及び受付番号、順位番号並びに登記済みの旨を記載し、これに登記所の印を押印し、かつ、これを登記名義人に還付しなければならぬとする。

第六条指定を受けていない登記所には、本登記済証交付帳を備えるものとし、前項の規定により登記名義人に同項の書面を還付したときは、本登記済証交付帳にその旨を記載するものとする。

前項の本登記済証交付帳に記載された情報は、第三項の規定による還付の年の翌年から一周年保存するものとする。

令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第二十一条本文（令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）又は令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第一百七十七条（令附則第五条第一項において準用する不動産登記法に於て適用される場合に限る。）の登記済証その他の登記権利者に係る登記済証の作成及び交付については、なお従前の例による。この場合においては、前項の規定により提出された書面を令による改正前の船舶登記規則（明治三十二年勅令第二百七十号。以下「旧船舶登記規則」という。）第一条において準用する不動産登記法による改正前の不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号。以下「旧不動産登記法」という。）第六十条第一項に規定する登記原因を証する書面又は申請書の副本とみなす。

令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第二十一条ただし書（令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の法務省令で定める場合は次に掲げる場合とする。

一 登記名義人となる申請人があらかじめ登記済証の交付を希望しない旨の申出をした場合（官庁又は公署が登記権利者のために登記の嘱託をした場合において、当該官庁又は公署が当該登記権利者の申出に基づいて登記識別情報の通知を希望しない旨の申出をしたときを含む。）

二 前号の申請人が登記完了の時から三月以内に登記済証を受領しない場合

三 第一号の申請人が官庁又は公署である場合（当該官庁又は公署があらかじめ登記済証の交付を希望する旨の申出をした場合を除く。）

四 申請人が第六項に規定する書面を提出しなかつた場合

新規則第四十九条において準用する不動産登記規則第六十四条第二項の規定は、前項第一号及び第三号の申出をするときについて準用する。

従前の例による。この場合においては、第六項の規定により提出された書面又は令第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法第二十二条（令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の規定により読み替えて適用される場合に限る。）の規定により提出された登記済証を旧船舶登記規則第一条において準用する旧不動産登記法第六十条第一項に規定する登記原因を証する書面若しくは申請書の副本又は同条第二項に規定する登記済証若しくは書面とみなす。

第八項及び第九項の規定は、前項の場合について準用する。

第四条 令附則第五条第一項において準用する不動産登記法附則第六条第三項の表中、第二十二条の項及び第二十二条ただし書の項の読み替ええる字句欄中「附則第八条」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）附則第三条」と、「附則第六条第三項」とあるのは「船舶登記令附則第五条第一項において準用する附則第六条第三項」と読み替えるものとする。

第五条 第六条指定を受けた登記手続において、申請人が令附則第六条の規定により登記済証を提出して登記の申請をしたときは、当該申請人である登記義務者（登記権利者及び登記義務者がない場合にあつては、申請人である登記名義人）に対し、登記完了証に代えて、旧船舶登記規則第一条において準用する旧不動産登記法第六十条第二項の規定による方法により作成した登記済証を交付するものとする。
(予告登記の抹消)

第六条 登記官は、職権で、旧船舶登記規則第二条において準用する旧不動産登記法第三条に規定する予告登記の抹消をすることができる。

2 登記官は、この省令の施行後、登記をする場合において、当該登記に係る船舶又は製造中の船舶の登記用紙に前項の予告登記がされているときは、職権で、当該予告登記の抹消をしなければならない。

規則」という。)の規定により生じた効力を妨げない。

務について、その第二条第一項指定の日から適用する。」の規定は、第二条第二項指定を受けた事務について、その第二条第一項指定の日から適用する。

4 報の内容とする」とあるのは「記載した書面を登記所に提出しなければならない」とする。
第二条第二項指定がさられるまでの間これらする

則、建設機械登記規則並びに不動産登記法及び不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令の規定は、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の施行の日（平成十七年三月七日）から適用する。

附 則（平成一八年三月二九日法務省令
第二八号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日法務省令
第四三号）

この省令は 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日法務省令
第一九号）

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附 則 (平成一九年九月二八日法務省令
第五七号) 抄

第一条 この省令は、信託法の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。

（経過措置）

た信託の登記の登記事項証明書（信託目録に係る部分に限る。）の様式は、なお従前の例によ

附 則（平成二〇年七月二二日法務省令
第四六号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年七月二十二日から施行する。

附則（平成二〇年一二月一日法務省令
第六九号）抄

(施行期日)
第一条 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。

第二条 (船舶登記規則に係る経過措置の原則) この省令による改正後の船舶登記規則

(以下「新船舶登記規則」という。)の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この省令の施行前に生じた事項に適用する。ただし、改正前の船舶登記規則(以下「旧船舶登記規則」とい

第四条 新船舶登記規則第二条、第十四条、第十八条、第四十五条第一項第五号及び第六号、第四十六条、第四十七条並びに第四十九条（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第六条から第九条まで、第十七条第一項、第七条第一項第二号、第三十条、第一百九十五条、第一百九十六条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第一百九十八条、第二百四条並びに第二百五十五条第二項及び第三項を準用する部分に限

は「その」と、新船舶登記規則第四十五条第二項中「登記事項証明書」とあるのは「登記簿の謄本若しくは抄本若しくは」と、「書面又は令第三十三条第二項に規定する書面（以下「登記事項要約書」という。）の交付」とあるのは「書面の交付又は登記簿の閲覧」と、「内容とする情報（以下この章において「請求情報」という。）」とあるのは「記載した書面」と、「提供」とあるのは「提出」と、同条第二項中「請求情

3 不動産登記規則第三十条及び第三十二条の規定は、第一項の閉鎖登記簿に関する事務について準用する。

務について第二条第二項指定を受けている甲登記所の管轄から当該事務について第二条第二項指定を受けていない乙登記所の管轄に転属した場合において、甲登記所が当該船舶又は製造中の船舶の登記記録、共同担保目録又は信託目録を乙登記所に移送するには、甲登記所の当該船舶又は製造中の船舶の登記記録、共同担保目録又は信託目録に記録された事項を記載した書面を送付しなければならない。

務について第二条第二項指定を受けていない甲登記所の管轄から当該事務について第二条第一項指定を受けている乙登記所の管轄に転属した場合においては、乙登記所の登記官は、移送を受けた登記用紙に記載された事項を登記記録に記録しなければならない。ただし、改正政令第二条第三項に規定する電子情報処理組織による取扱いに適合しないものは、この限りでない。

乙登記所の登記官は、前項の規定による記録をしたときは、移送を受けた登記用紙を閉鎖し、

第二項の事務についての新船舶登記規則第四十九条の適用による不動産登記規則第百七十六条规定の適用による船舶登記規則第百七十六条第二項の準用においては、新船舶登記規則第四十九条に規定する読み替えにかかるらず、同条において準用する不動産登記規則第百七十六条第二項中「別記第五号様式」とあるのは、「船舶登記規則及び農業用動産抵当登記規則」の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）による改正前の船舶登記規則別記第九号様式」と読み替えるものとする。
(船舶等に係る閉鎖登記簿)

「船舶登記規則及び農業用動産抵當登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）附則第六条第一項」と、同条第四項中「令第九条第一項」とあるのは、「船舶登記規則及び農業用動産抵當登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）附則第六条第一項」と、「同条第四項中「令第九条第一項」とあるのは、「船舶登記規則及び農業用動産抵當登記規則の一部を改正する省令（平成二十年法務省令第六十九号）附則第六条第一項」と、「同条第四項」とあるのは、「同項」とする。
改正政令の施行の際、現に改正政令による改正前の船舶登記令の規定により行われている第一項に規定する手続については、なお従前の例による。第二条第二項指定を受けていない事務が第二条第二項指定を受けた際、現に当該事務について第一項の規定により行われている手続についても、同様とする。
(第一条第二項指定を受けている登記所からの移送)

第七条 船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地が当該船舶又は製造中の船舶に係る事

登記令別表二の一の項申請情報欄又は同様の二の項申請情報欄又は新船舶登記規則第四十九条において読み替えて準用する不動産登記規則第六十六条规定若しくは第一百六十八条第二項若しくは第四項の規定により記録された事項の記載があるときは、乙登記所の登記官は、登記用紙に前項の規定によつて付した記号又は目録番号を用いて当該事項を記載しなければならない。

第一項に規定する場合において、新船舶登記規則第三十七条及び第四十三条の規定に基づいて移送するときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定に規定する登記記録を送付することを要しない。

第一項から前項までの規定は、新船舶登記規則第四十四条第三項に規定する場合に準用する。(第二条第二項指定を受けていない登記所からの移送)

船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地が当該船舶又は製造中の船舶に係る事

則第四十四条第三項に規定する場合に準用する。
(船舶等に関する共同担保目録)
第九条 共同担保目録に関する事務について第一
条第二項指定を受けていない登記所（以下「船舶
舶共担未指定登記所」という。）において「以
上の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の
設定又は処分の登記を申請する場合（船舶登記
令第三十五条第一項及び第二項において読み
えて準用する不動産登記法第十八条第二号に規
定する方法による申請（以下附則第十条第四項
及び附則第十二条第四項において「書面申請
という。）をする場合に限る。この条において
同じ。）における共同担保目録に記録すべき情
報の提供方法については、なお従前の例によ
る。ただし、「又は」以上の船舶又は製造中の
船舶についての抵当権の設定の登記をした後
同一の債権を担保するため他の二以上の船舶又
は製造中の船舶についての抵当権の設定又は処
分の登記を申請する場合において、前の登記に

第五条 新船舶登記規則第四十五条第一項、第十六条第一項及び第四十九条（不動産登記規則第二百二条第一項、第二百三条第一項及び第二百四条を準用する部分に限る。）の規定は、改正政令第二条第七項に規定する閉鎖登記簿の謄本若しくは抄本の交付又は閲覧について準用する。

前項の閉鎖登記簿の謄本又は抄本については、旧船舶登記規則第四十六条及び第四十七条の規定は、なおその効力を有する。

正前の船舶登記令の規定により行われている第一項に規定する手続については、なお從前の例による。第二条第二項指定を受けていない事務事が第二条第二項指定を受けた際、現に当該事務について第一項の規定により行われている手続についても、同様とする。

(第二条第二項指定を受けている登記所からの移送)

第七条 船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地が当該船舶又は製造中の船舶に係る事

6
船舶登記簿等の規定に依る登記を受けるべき船舶の登記を受けるときは、これらの規定にかかるわざで、輸送するときは、これらの規定に規定する登記記録を送付する。これを規定する登記記録を送付することを要しない。

第一項から前項までの規定は、新船舶登記規則第四十四条第三項に規定する場合に準用する。

(第二条第二項指定を受けていない登記所からの移送)

第八条 船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地が当該船舶又は製造中の船舶に係る事

定する方法による申請（以下附則第十条第四項及び附則第十一條第四項において「書面申請」という。）をする場合に限る。この条において同じ。）における共同担保目録に記録すべき情報の提供方法については、なお従前の例によることとする。ただし、一又は二以上の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定の登記をした後同一の債権を担保するため他の二以上の船舶又は製造中の船舶についての抵当権の設定又は処分の登記を申請する場合において、前の登記における

1 この省令は、民法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。
別記第一号（第四十七条第二項第一号関係）

登記者一項(被保有人・被占有人の登記)	
被保有人(被占人の)氏名	被保有人(被占人の)番号
被保有人(被占人の)性別	
被保有人(被占人の)年齢	
被保有人(被占人の)職業	
被保有人(被占人の)会員登記事項	
被保有人(被占人の)会員登記番号	
被保有人(被占人の)会員登記年月日・会員登記番号	
被保有人(被占人の)会員登記の他の事項	
被占人(被保有人)氏名	
被占人(被保有人)番号	
被占人(被保有人)性別	
被占人(被保有人)年齢	
被占人(被保有人)職業	
被占人(被保有人)会員登記事項	
被占人(被保有人)会員登記番号	
被占人(被保有人)会員登記年月日・会員登記番号	
被占人(被保有人)会員登記の他の事項	
被保有人登記(登記者登記)	
被占人登記(被保有人登記)	

別記第二号（第四十七條第一項第一号関係）

別記第二号（第百四十七条第二項第二号関係）		09084900-800
扶助相談係		
記号及び事号		調査
事号	指名の目的である権利の表示	調査事号
		子 国

別記第三号（第四十七條第二項第三号関係）

別記事項二号（第四十七条第二項第三号関係）(別記事項二号)	
信 托 目 標	開 制
登 号	受付年月日・受付署名
備	
1 委託者に関する事項	
2 受託者に関する事項	
3 受託者に関する事項等	
4 信託各項	

別記第四号（第四十九条別表第百九十八条第一項の項関係）

別途記載号	(第百十九条及表前百九十八名第一項の関係)	(百三十条第一項)
表題部		
権利部 所有権		
権利部 甲区域		
権利部 乙区域		
新規地盤 人頭税区域		

別記第五号
（第四十九条別表第一百九十八条第二項）

別記第五号（第四十九条別表第一百九十八条第二項）		
基 調 用	権 利 用	
権 利 用		
* 他	権利者（甲様）	権利者（乙様）